

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
のときは、  
その翌日)

## 目次

### ◇告

#### 示

字の区域の変更

青少年に有害な図書類の指定

飼料の試験の結果の概要

土地改良事業の認可(三件)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)

土地改良法による換地処分

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定(二件)

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

建築基準法による道路の位置の指定の取消し

遊技機の型式の認定

### ◇公安告示

## 告 示

### 鳥取県告示第五百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による倭文地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十九年九月五日現在の地番による。)
倭文字大土居前	倭文字大土居前のうち四一六の三及びこれと一体をなす国有地並びに四一六内第一、四一六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
倭文字池ノ内	倭文字池ノ内のうち四八七内第一と一体をなす国有地の一部以外の区域 倭文字藪ノ元四八八の二の一部及びこれと一体をなす国有地 倭文字堤下タ五〇一から五〇三までの一部、五〇四の二の一部、五〇四の三、五〇四の四の一部、五〇五の一、五〇

五の二、五〇六の一、五〇六の二、五〇七の二、五〇七の三及びこれらと一体をなす国有地

倭文字大土居前四一六の三及びこれと一体をなす国有地並びに四一六内第一、四一六の二と一体をなす国有地の一部  
倭文字池ノ内四八七内第一と一体をなす国有地の一部  
倭文字敷ノ元のうち四八八の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域  
倭文字堤下タ四九六の一部、四九七の一部、四九八の一部、四九八の二の一部、五〇四の二の一部、五〇四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

倭文字堤下タ

倭文字堤下タのうち四九六の一部、四九七の一部、四九八の二の一部、四九八の二の一部、五〇一から五〇三までの一部、五〇四の二、五〇四の三、五〇四の四の一部、五〇五の一、五〇五の二、五〇六の一、五〇六の二、五〇七の二、五〇七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第五百二十三号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書		発行番号等	類 別
		題 号	表示された発行所名		
2297	雑誌その他 の刊行物	漫画カルメン 4月号	雑誌コー P086 31-4	株式会社蒼竜社	
2298	"	漫画ローレンス 4月号	雑誌コー P183 87-4	株式会社綜合図書	
2299	"	漫画ラブレター 6月号	雑誌 1865 5-6	鏡空舎出版社	
2300	"	漫画エートピア 6月号	雑誌コー P089 37-6	鏡空舎出版社	
2301	"	漫画ジャック 6月号	雑誌 0362 1-6	株式会社大洋書房	
2302	"	漫画ラフタック 6月号	雑誌コー P086 57-6	辰巳出版機	
2303	"	漫画スカット 6月号	雑誌 0838 9-6	みのり書房	
2304	"	漫画スペンシャル 6月号	雑誌 0361 3-6	ミノオン出版機	

鳥取県告示第五百二十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十一年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											備考	
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプトン消化率 (%)	DCP (%)	TDN (%)		ME (kcal/kg)
姫路市 伊藤忠飼料株式会社姫路工場	米子市岐屋279 山陰食糧農業協同組合飼料基地	①ジーアイ印配合飼料 フロイラー後期用ジーアイプロエースG	61.5	18.7	8.1	2.6	4.4	0.87	0.64							
		②ジーアイ印配合飼料 フロイラー仕上用ジーアイプロエースF	61.5	18.5	8.2	2.3	4.6	0.99	0.68							
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町37 43-1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料 パワーチック後期	61.4	21.7	4.4	2.8	5.2	1.07	0.66							2950
		くみあい配合飼料 パワーチック後期	61.4	15.0	3.4	4.7	6.6	1.38	0.76							2700
		くみあい配合飼料 パワーチック	61.4	15.1	3.5	4.4	7.0	1.45	0.74							2700
		くみあい配合飼料 マックス後期マックス	61.5	18.6	7.5	2.2	4.5	0.97	0.59							3250
		くみあい標準配合飼料 成鶏用エックス17	61.5	17.9	5.1	2.9	12.0	3.86	0.73							2800
		くみあい配合飼料 成鶏用スター17	61.5	18.2	4.9	2.8	12.3	3.95	0.74							2800
		くみあい二種混合飼料 細目	61.5	8.4	3.6	1.7	1.6	0.16	0.30							

注 1 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第五百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大鴨土地改良区が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)耳地区区画整理)を昭和六十一年六月三日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業（団体営農道整備事業刈地地区農道整備）を昭和六十一年六月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）下畑地区暗きよ排水と区画整理を一体としたもの）を昭和六十一年六月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百二十八号

智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）久志谷地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定した

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十九号

中山町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業八重地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十号

溝口町が行う土地改良事業に係る旭（福島）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十一号

会見町が行う土地改良事業に係る会見（地尾谷）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る倭文地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜六九〇の三五七

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市夜見町字砂濱五 三一〇四の一・富益町字新開壱 一の一六（

以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の四六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

社会施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年四月二十八日 鳥取県指令受米土維第二百六十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二二六二

柏平重栄

鳥取県告示第五百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・五十九号西品治公園

三 事業施行期間

昭和六十一年六月十日から昭和六十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市西品治地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を昭和六十一年六月十日次のとおり取り消したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

申請人の住所及び氏名	倉吉市越殿町一四〇九 株式会社グリーンコープ 代表取締役 八田隆利	道路の位置の指定を取り消した場所	倉吉市伊木字大田一九 九一三及び一九九一三 地先水路	道路の幅員及び延長 (メートル)	幅員 四・一五〇九・一五 延長 四三・七八
------------	---	------------------	----------------------------------	---------------------	--------------------------

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	エール	株式会社ソフィア
	ロボQ P一ニ	
	ムトンライト	
	サンダードーム	
	ランサーロボ	
	ラッキー八	株式会社大一商会
	ムーンレイカー	
	スターファイター	
	チャンピオン	株式会社まさむら遊機
	フォックスパット	
	ストライクイーグル	
	スペースファンタジー	豊丸産業株式会社
	シャルマン	
	オライオン	奥村遊機株式会社
	クインハート	
スーパードロイタル	株式会社三共	
スーパースターパートII		
スターダスト	株式会社ニューギン	
回胴式遊技機	有限会社オリンピア物産	